

○国土交通省令第八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項、第五条第二項、第十条第二項、第二十八条第一項、第二十九条ノ三第一項及び第二項並びに第二十九条ノ八の規定に基づき、船舶設備規程等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月十日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

船舶設備規程等の一部を改正する省令
（船舶設備規程の一部改正）

第一条 船舶設備規程（昭和九年通信省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（総トン数）	（総トン数）
第一条（略）	第一条（略）
2・3（略）	2・3（略）
4 前三項の規定にかかわらず、この省令の規定をケーブタウン協定適用船（第二条第七項のケーブタウン協定適用船をいう。）に適用する場合における総トン数は、トン数法第四条第一項の国際総トン数とする。	（新設）
（定義）	（定義）
第二条（略）	第二条（略）
2・6（略）	2・6（略）
7 この省令において「ケーブタウン協定適用船」とは、船舶安全法施行規則第十八条第二項の表第六号上欄に掲げる船舶をいう。	（新設）
（船橋からの視界等）	（船橋からの視界等）
第百十五条の二十三の三 全長五五メートル以上の船舶、ロールオン・ロールオフ旅客船及び総トン数九五〇トン以上のケーブタウン協定適用船は、船橋において、告示で定める要件に適合する視界を有するものでなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の構造、用途及び航行区域を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。	第百十五条の二十三の三 ロールオン・ロールオフ旅客船及び全長五五メートル以上の船舶は、船橋において、告示で定める要件に適合する視界を有するものでなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の構造、用途及び航行区域を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。
2 全長五五メートル以上の船舶、極海域航行船及び総トン数九五〇トン以上のケーブタウン協定適用船の船橋に設ける窓は、告示で定める要件に適合するものでなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の構造、用途及び航行区域を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。	2 極海域航行船及び全長五五メートル以上の船舶の船橋に設ける窓は、告示で定める要件に適合するものでなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の構造、用途及び航行区域を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。
（非常照明装置）	（非常照明装置）
第百二十二条の六 外洋航行船、内航ロールオン・ロールオフ旅客船、係留船及び総トン数九五〇トン以上のケーブタウン協定適用船の次に掲げる場所には、電源等について告示で定める要件に適合する非常照明装置を設けなければならない。	第百二十二条の六 外洋航行船、内航ロールオン・ロールオフ旅客船及び係留船の次に掲げる場所には、電源等について告示で定める要件に適合する非常照明装置を設けなければならない。
一〇五（略）	一〇五（略）

(航海用レーダー)

第百四十六条の十二 総トン数三〇〇トン以上の船舶、旅客船及び船の長さ(船舶のトン数の測度に関する法律施行規則(昭和五十六年運輸省令第四十七号)第一条第二項第二号の船の長さ(をいう。))が三五メートル以上のケーブタウン協定適用船には、機能等について告示で定める要件に適合する航海用レーダー(総トン数三、〇〇〇トン以上の船舶にあつては、独立に、かつ、同時に操作できる二の航海用レーダー)を備えなければならない。ただし、国際航海に従事しない旅客船であつて総トン数一五〇トン未満のもの及び管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

2 (略)

(ジャイロコンパス)

第百四十六条の二十 総トン数五〇〇トン以上の船舶(平水区域を航行区域とするもの及び極海域航行船を除く。)及び総トン数九五〇トン以上のケーブタウン協定適用船には、機能等について告示で定める要件に適合するジャイロコンパス及びジャイロ・レピータを備えなければならない。

2 (略)

3 総トン数五〇〇トン以上の外洋航行船(限定近海貨物船を除く。)及び総トン数九五〇トン以上のケーブタウン協定適用船には、操舵機室にジャイロ・レピータを備えなければならない。

(命令伝達装置)

第百四十六条の四十 国際航海に従事する船舶及び総トン数九五〇トン以上のケーブタウン協定適用船には、船橋から当該船舶の速力及び推進方向を通常制御する場所(次項において「通常制御場所」という。)に命令を伝達する二の装置を備えなければならない。この場合において、そのうちの二はエンジン・テレグラフでなければならない。

2 (略)

(機関部職員の呼出装置)

第百四十六条の四十一 国際航海に従事する船舶及び総トン数三、〇〇〇トン以上のケーブタウン協定適用船には、主機を制御する場所において操作することができる機関部の船舶職員を呼び出すための装置を備えなければならない。

(舵角指示器等)

第百四十六条の四十三 総トン数五〇〇トン以上の船舶、国際航海に従事する総トン数五〇〇トン未満の旅客船及び総トン数九五〇トン以上のケーブタウン協定適用船には、舵角指示器、プロペラの回転数及び回転方向(可変ピッチプロペラにあつては、そのピッチ)並びに推力を表示する表示器並びにサイドスラストを有するものにあつてはその運転状態を表示する表示器であつて、その制御系統等について告示で定める要件に適合するものを備えなければならない。

(主電源)

第百八十三条の二 次に掲げる船舶の主電源は、二組以上の発電設備により構成され、かつ、そのうちの二組が故障した場合においても、前条の電気利用設備のうち管海官庁が指定するものに対し十分に給電することができるものでなければならない。

一、四 (略)

五 総トン数九五〇トン以上のケーブタウン協定適用船

六 第一号、第二号及び前二号に掲げる船舶以外の機関区域無人化船

(航海用レーダー)

第百四十六条の十二 船舶(総トン数三〇〇トン未満の船舶であつて旅客船以外のものを除く。)には、機能等について告示で定める要件に適合する航海用レーダー(総トン数三、〇〇〇トン以上の船舶にあつては、独立に、かつ、同時に操作できる二の航海用レーダー)を備えなければならない。ただし、国際航海に従事しない旅客船であつて総トン数一五〇トン未満のもの及び管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

2 (略)

(ジャイロコンパス)

第百四十六条の二十 総トン数五〇〇トン以上の船舶(平水区域を航行区域とするもの及び極海域航行船を除く。)には、機能等について告示で定める要件に適合するジャイロコンパス及びジャイロ・レピータを備えなければならない。

2 (略)

3 総トン数五〇〇トン以上の外洋航行船(限定近海貨物船を除く。)には、操舵機室にジャイロ・レピータを備えなければならない。

(命令伝達装置)

第百四十六条の四十 国際航海に従事する船舶には、船橋から当該船舶の速力及び推進方向を通常制御する場所(次項において「通常制御場所」という。)に命令を伝達する二の装置を備えなければならない。この場合において、そのうちの二はエンジン・テレグラフでなければならない。

2 (略)

(機関部職員の呼出装置)

第百四十六条の四十一 国際航海に従事する船舶には、主機を制御する場所において操作することができる機関部の船舶職員を呼び出すための装置を備えなければならない。

(舵角指示器等)

第百四十六条の四十三 総トン数五〇〇トン以上の船舶及び国際航海に従事する総トン数五〇〇トン未満の旅客船には、舵角指示器、プロペラの回転数及び回転方向(可変ピッチプロペラにあつては、そのピッチ)並びに推力を表示する表示器並びにサイドスラストを有するものにあつてはその運転状態を表示する表示器であつて、その制御系統等について告示で定める要件に適合するものを備えなければならない。

(主電源)

第百八十三条の二 次に掲げる船舶の主電源は、二組以上の発電設備により構成され、かつ、そのうちの二組が故障した場合においても、前条の電気利用設備のうち管海官庁が指定するものに対し十分に給電することができるものでなければならない。

一、四 (略)

(新設)

五 第一号、第二号及び前号に掲げる船舶以外の機関区域無人化船

2 主電源を構成する発電設備は、外洋航行船及び総トン数九五〇トン以上のケーブルタウン協定適用船にあつては第一号、第二号及び第四号（限定近海貨物船にあつては第一号）に掲げる要件に、機関区域無人化船にあつては第二号から第五号までに掲げる要件にそれぞれ適合するものでなければならない。

一五五（略）
（電路の布設）

第二百五十八条 外洋航行船（限定近海貨物船を除く。）及び総トン数九五〇トン以上のケーブルタウン協定適用船にあつては、電路は、ケーブルの難燃性を損なわないように布設しなければならない。

（外洋航行船等における配線）

第二百六十条 外洋航行船（限定近海貨物船を除く。）及び総トン数九五〇トン以上のケーブルタウン協定適用船にあつては、安全上必要な動力設備、照明設備、船内通信設備及び信号設備（以下この条及び次条において「動力設備等」という。）に給電するための電路は、調理室、特定機関区域内の閉鎖された場所その他の火災の危険が多い閉鎖された場所に配置してはならない。ただし、当該場所に設ける安全上必要な動力設備等に給電するための電路については、この限りでない。

2・3（略）

（主照明装置）

第二百六十八条の二（略）

2 前項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、総トン数九五〇トン以上のケーブルタウン適用船（外洋航行船を除く。）に備え付ける主照明装置について準用する。

（電動操舵装置及び電動油圧操舵装置）

第二百八十五条（略）

2 外洋航行船及び総トン数三、〇〇〇トン以上のケーブルタウン協定適用船の電動操舵装置及び電動油圧操舵装置の電動機に給電する電路は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一五四（略）

3（略）

4 前項の給電回路に過負荷電流を遮断するヒューズ等を設ける場合は、当該ヒューズ等は、保護する電動機の全負荷電流の二倍未満の電流に対しては作動しないものでなければならない。ただし、総トン数一、六〇〇トン未満の船舶（総トン数九五〇トン以上のケーブルタウン協定適用船を除く。）の補助操舵装置の電動機であつて通常は他の用途に使用されているものの給電回路には、当該電動機の全負荷電流の二倍未満の電流で作動するものを設けてもよい。

5（略）

（自動スプリングラ装置）

第二百八十九条 船舶消防設備規則第五条第七号に掲げる自動スプリングラ装置であつて電気式のもの、常用の電源のほか予備の独立の電源からも給電することができるものでなければならない。この場合において、外洋航行船（限定近海貨物船を除く。）、係留船及び総トン数九五〇トン以上のケーブルタウン協定適用船のスプリングラ・ポンプの常用の電源は、主電源でなければならない。

2（略）

2 主電源を構成する発電設備は、外洋航行船にあつては第一号、第二号及び第四号（限定近海貨物船にあつては第一号）に掲げる要件に、機関区域無人化船にあつては第二号から第五号までに掲げる要件にそれぞれ適合するものでなければならない。

一五五（略）
（電路の布設）

第二百五十八条 外洋航行船（限定近海貨物船を除く。）にあつては、電路は、ケーブルの難燃性を損なわないように布設しなければならない。

（外洋航行船における配線）

第二百六十条 外洋航行船（限定近海貨物船を除く。）にあつては、安全上必要な動力設備、照明設備、船内通信設備及び信号設備（以下この条及び次条において「動力設備等」という。）に給電するための電路は、調理室、特定機関区域内の閉鎖された場所その他の火災の危険が多い閉鎖された場所に配置してはならない。ただし、当該場所に設ける安全上必要な動力設備等に給電するための電路については、この限りでない。

2・3（略）

（主照明装置）

第二百六十八条の二（略）
（新設）

2 外洋航行船の電動操舵装置及び電動油圧操舵装置の電動機に給電する電路は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

（電動操舵装置及び電動油圧操舵装置）

第二百八十五条（略）

2 外洋航行船の電動操舵装置及び電動油圧操舵装置の電動機に給電する電路は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一五四（略）

3（略）

4 前項の給電回路に過負荷電流を遮断するヒューズ等を設ける場合は、当該ヒューズ等は、保護する電動機の全負荷電流の二倍未満の電流に対しては作動しないものでなければならない。ただし、総トン数一、六〇〇トン未満の船舶の補助操舵装置の電動機であつて通常は他の用途に使用されているものの給電回路には、当該電動機の全負荷電流の二倍未満の電流で作動するものを設けてもよい。

5（略）

（自動スプリングラ装置）

第二百八十九条 船舶消防設備規則第五条第七号に掲げる自動スプリングラ装置であつて電気式のもの、常用の電源のほか予備の独立の電源からも給電することができるものでなければならない。この場合において、外洋航行船（限定近海貨物船を除く。）、及び係留船のスプリングラ・ポンプの常用の電源は、主電源でなければならない。

2（略）

<p>第二條 (定義) (略)</p> <p>2 この省令において「漁船」とは、船舶安全法施行規則(昭和三十八年運輸省令第四十一号)第一条第二項第一号の船舶及び同項第二号の船舶(同令第十八条第二項の表第六号上欄に掲げる船舶に限る。)をいう。</p> <p>3 8 (略)</p>	<p>改正後</p>	<p>第二條 (定義) (略)</p> <p>2 この省令において「漁船」とは、船舶安全法施行規則(昭和三十八年運輸省令第四十一号)第一条第二項第一号の船舶をいう。</p> <p>3 8 (略)</p>	<p>改正前</p>
<p>第二百九十四條 (電気放熱器)</p> <p>国際航海に従事する船舶(総トン数五〇〇トン未満の船舶であつて旅客船以外のもの及び総トン数五〇〇トン以上の漁船を除く。)、国際航海に従事しない旅客船又は総トン数九五〇トン以上のケープタウン協定適用船に備え付ける電気放熱器は、固定しなければならずない。この場合において、当該電気放熱器は、衣服、カーテンその他の類似の材料をこがし、又は燃えさせるおそれがある状態で露出している放熱線が取り付けられているものであつてはならない。</p> <p>第三百條 外洋航行船(国際航海に従事する旅客船を除く。)、内航ロールオン・ロールオフ旅客船、国際航海に従事する総トン数五〇〇トン以上の漁船及び総トン数九五〇トン以上のケープタウン協定適用船には、次の各号のいずれかの非常電源であつて独立のものを備えなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 5 6 (略)</p> <p>第三百一一条の二 外洋航行船(国際航海に従事する旅客船を除く。)、内航ロールオン・ロールオフ旅客船、国際航海に従事する総トン数五〇〇トン以上の漁船及び総トン数九五〇トン以上のケープタウン協定適用船に備える非常電源が発電機である場合は、当該船舶には、臨時の非常電源として蓄電池を備えなければならない。ただし、当該発電機が第二百九十九条第二項第二号に掲げる要件にも適合するものである場合は、この限りでない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第三百二条 (非常配電盤)</p> <p>第三百二条 外洋航行船、内航ロールオン・ロールオフ旅客船、係留船、国際航海に従事する総トン数五〇〇トン以上の漁船及び総トン数九五〇トン以上のケープタウン協定適用船に備える非常電源及び臨時の非常電源を制御する非常配電盤は、非常電源にできる限り近接した場所に備えなければならない。</p> <p>2 5 6 (略)</p> <p>第三百二条の二 (非常電源等の配置)</p> <p>第三百二条の二 外洋航行船、内航ロールオン・ロールオフ旅客船、係留船、国際航海に従事する総トン数五〇〇トン以上の漁船及び総トン数九五〇トン以上のケープタウン協定適用船に備える非常電源、臨時の非常電源及び非常配電盤は、次に掲げる要件に適合する場所に配置しなければならない。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(船舶復原性規則の一部改正)</p> <p>第二條 船舶復原性規則(昭和三十一年運輸省令第七十六号)の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分にこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p>	<p>第二百九十四條 (電気放熱器)</p> <p>国際航海に従事する船舶(総トン数五〇〇トン未満の船舶であつて旅客船以外のもの及び総トン数五〇〇トン以上の漁船を除く。)、又は国際航海に従事しない旅客船に備え付ける電気放熱器は、固定しなければならない。この場合において、当該電気放熱器は、衣服、カーテンその他の類似の材料をこがし、又は燃えさせるおそれがある状態で露出している放熱線が取り付けられているものであつてはならない。</p> <p>第三百條 外洋航行船(国際航海に従事する旅客船を除く。)、内航ロールオン・ロールオフ旅客船及び国際航海に従事する総トン数五〇〇トン以上の漁船には、次の各号のいずれかの非常電源であつて独立のものを備えなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 5 6 (略)</p> <p>第三百一一条の二 外洋航行船(国際航海に従事する旅客船を除く。)、内航ロールオン・ロールオフ旅客船及び国際航海に従事する総トン数五〇〇トン以上の漁船に備える非常電源が発電機である場合は、当該船舶には、臨時の非常電源として蓄電池を備えなければならない。ただし、当該発電機が第二百九十九条第二項第二号に掲げる要件にも適合するものである場合は、この限りでない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第三百二条 (非常配電盤)</p> <p>第三百二条 外洋航行船、内航ロールオン・ロールオフ旅客船、係留船及び国際航海に従事する総トン数五〇〇トン以上の漁船に備える非常電源及び臨時の非常電源を制御する非常配電盤は、非常電源にできる限り近接した場所に備えなければならない。</p> <p>2 5 6 (略)</p> <p>第三百二条の二 (非常電源等の配置)</p> <p>第三百二条の二 外洋航行船、内航ロールオン・ロールオフ旅客船、係留船及び国際航海に従事する総トン数五〇〇トン以上の漁船に備える非常電源、臨時の非常電源及び非常配電盤は、次に掲げる要件に適合する場所に配置しなければならない。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>改正後</p>

（船舶安全法施行規則の一部改正）
第三条 船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

改正後		改正前	
区 分	種 類	区 分	種 類
(中間検査) 第十八条 (略) 2 法第十条第一項ただし書に規定する船舶以外の船舶の中間検査の時期は、次表のとおりとする。ただし、第四十六条の二第二項又は第三項の規定により船舶検査証書の有効期間が延長されたことにより当該延長期間内に同表に定める時期が到来する場合における当該時期（第三種中間検査の時期を除く。）を除く。	第二種中間検査 第三種中間検査	第二種中間検査 第三種中間検査	第二種中間検査 第三種中間検査
	検査基準日の前後三月以内 定期検査又は第三種中間検査に合格した日からその日から起算して三十六月を経過する日までの間	検査基準日の前後三月以内 定期検査又は第三種中間検査に合格した日からその日から起算して三十六月を経過する日までの間	検査基準日の前後三月以内 定期検査又は第三種中間検査に合格した日からその日から起算して三十六月を経過する日までの間
(略) 四 国際航海に従事する長さ二十四メートル以上の船舶（前三号及び第六号上欄に掲げる船舶並びに第一条第二項第一号の船舶を除く。）	第一種中間検査	第一種中間検査	第一種中間検査
	船舶検査証書の有効期間の起算日から二十一月を経過する日から三十九月を経過する日までの間	船舶検査証書の有効期間の起算日から二十一月を経過する日から三十九月を経過する日までの間	船舶検査証書の有効期間の起算日から二十一月を経過する日から三十九月を経過する日までの間
五 潜水設備を有する船舶（前各号上欄に掲げる船舶を除く。）	第二種中間検査（潜水設備に係るものに限る。）	第二種中間検査（潜水設備に係るものに限る。）	第二種中間検査（潜水設備に係るものに限る。）
	検査基準日の前後三月以内（ただし、その時期に第一種中間検査を受ける場合を除く。）	検査基準日の前後三月以内（ただし、その時期に第一種中間検査を受ける場合を除く。）	検査基準日の前後三月以内（ただし、その時期に第一種中間検査を受ける場合を除く。）
六 第一条第二項第一号及び第二号の船舶（同項第二号の船舶にあつては自ら漁ろうに従事するものに限る。）であつて総トン数（船舶のトン数の測度に関する法律	第一種中間検査	第一種中間検査	第一種中間検査
	船舶検査証書の有効期間の起算日から二十一月を経過する日から三十六月を経過する日までの間	船舶検査証書の有効期間の起算日から二十一月を経過する日から三十六月を経過する日までの間	船舶検査証書の有効期間の起算日から二十一月を経過する日から三十六月を経過する日までの間

(略)	第二項の表第七号上 欄に掲げる船舶	第二項の表第七号下 欄	船舶検査証書の有効 期間の起算日から二 十一月を経過する日 から三十九月を経過 する日までの間	時期を繰り上げて受け た第一種中間検査に合 格した日から起算して 三十九月を経過する日
	第二項の表第六号上 欄に掲げる船舶	第二項の表第六号下 欄	船舶検査証書の有効 期間の起算日から二 十一月を経過する日 から三十六月を経過 する日までの間	時期を繰り上げて受け た第一種中間検査に合 格した日から起算して 三十六月を経過する日
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)

3
3
6 (略)

7 前項の規定によりその時期を繰り上げて受けた中間検査に合格した次表第一欄に掲げる船舶の次回以降の中間検査の時期についての第二項又は第四項の規定の適用については、同表第二欄に掲げる規定中同表第三欄に掲げる字句は、同表第四欄に掲げる字句とする。

備考 (略)	七 (略)	(略)	(略)
(昭和五十五年法律第四十号。以下「トン数法」という。第四条第一項の国際総トン数をいう。)三百トン以上の漁船			

(略)	第二項の表第六号上 欄に掲げる船舶	第二項の表第六号下 欄	船舶検査証書の有効 期間の起算日から二 十一月を経過する日 から三十九月を経過 する日までの間	時期を繰り上げて受け た第一種中間検査に合 格した日から起算して 三十九月を経過する日
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)

3
3
6 (略)

7 前項の規定によりその時期を繰り上げて受けた中間検査に合格した次表第一欄に掲げる船舶の次回以降の中間検査の時期についての第二項又は第四項の規定の適用については、同表第二欄に掲げる規定中同表第三欄に掲げる字句は、同表第四欄に掲げる字句とする。

備考 (略)	六 (略)	(略)	(略)
--------	----------	-----	-----

第十九条 (臨時検査)

2 (略)

3 法第五条第一項第三号の国土交通省令で定めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 三 (略)

三の二 国際航海に従事する総トン数(トン数法第四条第一項の国際総トン数をいう。以下この条及び第六十五条第二項において同じ。)四百トン以上の船舶について、被覆、塗料、表面処理若しくは装置を用いて船舶への生物の付着を抑制し又は防止する方法(以下「防汚方法」という。)の変更又はこれらの被覆、塗料、表面処理若しくは装置の更新をしようとするとき。ただし、当該変更又は更新をしようとする面積が小さいことその他の告示で定める要件に適合する場合にあつては、この限りでない。

四 十三 (略)

4 六 (略)

(船舶検査証書の有効期間の延長)

第四十六条の二 法第十条第二項の国土交通省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 国際航海に従事する船舶(原子力船、高速船(第十八条第二項の表備考第一号に規定する高速船をいう。以下この項において同じ。)並びに第四号及び第五号の船舶を除く。)が、船舶検査証書の有効期間が満了する時において、外国の港から本邦の港又は定期検査等を受ける予定の外国の他の港に向け航海中となること。

二 三 (略)

四 第十八条第二項の表第六号上欄に掲げる船舶が、船舶検査証書の有効期間が満了する時において、定期検査等を受ける予定の港に向け航海中となること。

五 国際航海に従事する船舶(原子力船、高速船及び前号の船舶を除く。)であつて航海を開始する港から最終の到着港までの距離が千海里を超えない航海に従事するものが、船舶検査証書の有効期間が満了する時において、航海中となること。

六 国際航海に従事しない船舶(原子力船、高速船及び第四号の船舶を除く。)が、船舶検査証書の有効期間が満了する時において、航海中となること。

2 前項第一号から第四号までに掲げる事由がある船舶については、管海官庁又は日本の領事官は、申請により、当該船舶検査証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して三月(同項第二号及び第三号に掲げる事由がある船舶にあつては一月)を超えない範囲内においてその指定する日まで当該船舶検査証書の有効期間を延長することができる。ただし、指定を受けた日前に当該航海を終了した場合は、その終了した日を当該船舶検査証書の有効期間が満了する日とする。

3 第一項第五号及び第六号に掲げる事由がある船舶については、管海官庁又は日本の領事官は、申請により、当該船舶検査証書の有効期間が満了する日から起算して一月を超えない範囲内においてその指定する日まで当該船舶検査証書の有効期間を延長することができる。

4 六 (略)

第十九条 (臨時検査)

2 (略)

3 法第五条第一項第三号の国土交通省令で定めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 三 (略)

三の二 国際航海に従事する総トン数(船舶のトン数の測度に関する法律(昭和五十五年法律第四十号。以下「トン数法」という。)第四条第一項の国際総トン数をいう。以下この条及び第六十五条第二項において同じ。)四百トン以上の船舶について、被覆、塗料、表面処理若しくは装置を用いて船舶への生物の付着を抑制し又は防止する方法(以下「防汚方法」という。)の変更又はこれらの被覆、塗料、表面処理若しくは装置の更新をしようとするとき。ただし、当該変更又は更新をしようとする面積が小さいことその他の告示で定める要件に適合する場合にあつては、この限りでない。

四 十三 (略)

4 六 (略)

(船舶検査証書の有効期間の延長)

第四十六条の二 法第十条第二項の国土交通省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 国際航海に従事する船舶(原子力船、高速船(第十八条第二項の表備考第一号に規定する高速船をいう。以下この項において同じ。)及び第四号の船舶を除く。)が、船舶検査証書の有効期間が満了する時において、外国の港から本邦の港又は定期検査等を受ける予定の外国の他の港に向け航海中となること。

二 三 (略)

(新設)

四 国際航海に従事する船舶(原子力船及び高速船を除く。)であつて航海を開始する港から最終の到着港までの距離が千海里を超えない航海に従事するものが、船舶検査証書の有効期間が満了する時において、航海中となること。

五 国際航海に従事しない船舶(原子力船及び高速船を除く。)が、船舶検査証書の有効期間が満了する時において、航海中となること。

2 前項第一号から第三号までに掲げる事由がある船舶については、管海官庁又は日本の領事官は、申請により、当該船舶検査証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して三月(同項第二号及び第三号に掲げる事由がある船舶にあつては一月)を超えない範囲内においてその指定する日まで当該船舶検査証書の有効期間を延長することができる。ただし、指定を受けた日前に当該航海を終了した場合は、その終了した日を当該船舶検査証書の有効期間が満了する日とする。

3 第一項第四号及び第五号に掲げる事由がある船舶については、管海官庁又は日本の領事官は、申請により、当該船舶検査証書の有効期間が満了する日から起算して一月を超えない範囲内においてその指定する日まで当該船舶検査証書の有効期間を延長することができる。

4 六 (略)

<p>(報告等)</p> <p>第五十条の二 船長又は船舶所有者は、船舶に事故が発生し、又は欠陥が発見された場合であつて当該船舶の堪航性又は人命の安全の保持に影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、速やかに管海官庁（当該船舶が千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約に関する千九百八十八年の議定書及び千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する二千十二年のケープタウン協定の締約国である外国にある場合にあつては、管海官庁、当該国の政府及び当該国の最寄りの日本の領事官）に対し、その旨を報告しなければならない。ただし、事故に関する管海官庁又は日本の領事官に対する報告については、当該管海官庁又は当該日本の領事官に対し、船員法（昭和二十二年法律第百号）第十九条の規定に基づく報告を行った場合は、それぞれこれを省略することができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(報告等)</p> <p>第五十条の二 船長又は船舶所有者は、船舶に事故が発生し、又は欠陥が発見された場合であつて当該船舶の堪航性又は人命の安全の保持に影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、速やかに管海官庁（当該船舶が千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約に関する千九百八十八年の議定書の締約国である外国にある場合にあつては、管海官庁、当該国の政府及び当該国の最寄りの日本の領事官）に対し、その旨を報告しなければならない。ただし、事故に関する管海官庁又は日本の領事官に対する報告については、当該管海官庁又は当該日本の領事官に対し、船員法（昭和二十二年法律第百号）第十九条の規定に基づく報告を行った場合は、それぞれこれを省略することができる。</p> <p>2 (略)</p>
---	---

<p>(海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部改正)</p> <p>第四条 海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和四十年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。</p> <p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">改正前</p>
--	--

<p>(定義)</p> <p>第一条の二 (略)</p> <p>2 6 (略)</p> <p>7 この省令において「ケープタウン協定」とは、千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する二千十二年のケープタウン協定をいう。</p> <p>8 (略)</p> <p>9 この省令において「貨物船」とは、旅客船並びに船舶安全法施行規則第一条第二項第一号の船舶及び同項第二号の船舶（同令第十八条第二項の表第六号上欄に掲げる船舶（以下「ケープタウン協定適用船」という。）に限る。）以外の船舶をいう。</p> <p>10 15 (略)</p> <p>16 この省令において「条約証書」とは、旅客船安全証書、原子力旅客船安全証書、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、免除証書、高速船安全証書、高速船航行条件証書、極海域航行船証書、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書、国際防汚方法証書、国際漁船安全証書及び国際漁船免除証書をいう。</p> <p>17 19 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条の二 (略)</p> <p>2 6 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 この省令において「貨物船」とは、旅客船及び船舶安全法施行規則第一条第二項第一号の船舶以外の船舶をいう。</p> <p>9 14 (略)</p> <p>15 この省令において「条約証書」とは、旅客船安全証書、原子力旅客船安全証書、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、免除証書、高速船安全証書、高速船航行条件証書、極海域航行船証書、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書及び国際防汚方法証書をいう。</p> <p>16 18 (略)</p>
---	---

第二条 (略)

2 管海官庁は、国際航海に従事する船舶（推進機関を有しない船舶、船舶安全法施行規則第一条第五項の小型兼用船であつて漁ろうをする間のみ国際航海をするもの及び前項第八号に掲げる船舶を除く。）であつて次の各号に掲げるものの所有者に対し、それぞれ当該各号に掲げる場合には、その者の申請により免除証書（第六号様式）を交付するものとする。

一 旅客船又は総トン数五百トン以上の貨物船 船舶設備規程、漁船特殊規程（昭和九年通信省・農林省令）、船舶区画規程（昭和二十七年運輸省令第九十七号）、危険物船舶運送及び貯蔵規則、船舶救命設備規則、船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）、船舶防火構造規則（昭和五十五年運輸省令第十一号）又は船舶機関規則（昭和五十九年運輸省令第二十八号）の定めるところにより条約証書（国際満載喫水線証書及び国際満載喫水線免除証書を除く。）に係る要件の一部又は全部を免除されたとき。

3 6 (略)

7 管海官庁は、ケープタウン協定適用船の所有者に対し、その者の申請により国際漁船安全証書（第八号の様式）を交付するものとする。

8 管海官庁は、ケープタウン協定適用船であつて次の各号に掲げるものの所有者に対し、その者の申請により国際漁船免除証書（第八号の様式）を交付するものとする。

一 臨時航行許可証の交付を受け、又は船舶安全法施行規則第四条第一項第一号若しくは第六号の許可を受けた船舶
二 船舶設備規程、漁船特殊規程、船舶区画規程、船舶復原性規則（昭和三十一年運輸省令第七十六号）、船舶安全法施行規則、危険物船舶運送及び貯蔵規則、船舶救命設備規則、船舶消防設備規則、船舶防火構造規則、船舶機関規則又は船舶構造規則の定めるところにより国際漁船安全証書に係る要件の一部又は全部を免除された船舶

9 (略)

第三条 条約証書の交付を受けようとする者は、条約証書交付等申請書（第九号様式）に次に掲げる書類を添えて管海官庁に提出しなければならない。

一・二 (略)
三 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第十四条の免許状の写し又は同法第六十条の無線検査簿（旅客船安全証書、原子力旅客船安全証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書）又は国際漁船安全証書の交付を受ける場合に限る。（有効期間）

第四条 次の各号に掲げる条約証書の有効期間は、交付の日からそれぞれ当該各号に掲げる日までとする。
一・二 (略)

第二条 (略)

2 管海官庁は、国際航海に従事する船舶（推進機関を有しない船舶、船舶安全法施行規則第一条第五項の小型兼用船であつて漁ろうをする間のみ国際航海をするもの及び前項第八号に掲げる船舶を除く。）であつて次の各号に掲げるものの所有者に対し、それぞれ当該各号に掲げる場合には、その者の申請により免除証書（第六号様式）を交付するものとする。

一 旅客船又は総トン数五百トン以上の貨物船 船舶設備規程、漁船特殊規程（昭和九年通信省・農林省令）、船舶区画規程（昭和二十七年運輸省令第九十七号）、船舶機関規則（昭和五十九年運輸省令第二十八号）、危険物船舶運送及び貯蔵規則、船舶救命設備規則、船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）又は船舶防火構造規則（昭和五十五年運輸省令第十一号）の定めるところにより条約証書（国際満載喫水線証書及び国際満載喫水線免除証書を除く。）に係る要件の一部又は全部を免除されたとき。

3 6 (略)

(新設)
二 (略)

7 (略)

第三条 条約証書の交付を受けようとする者は、条約証書交付等申請書（第九号様式）に次に掲げる書類を添えて管海官庁に提出しなければならない。

一・二 (略)
三 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第十四条の免許状の写し又は同法第六十条の無線検査簿（旅客船安全証書、原子力旅客船安全証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書）の交付を受ける場合に限る。（有効期間）

第四条 次の各号に掲げる条約証書の有効期間は、交付の日からそれぞれ当該各号に掲げる日までとする。
一・二 (略)

三 貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書（旅客船に係るものを除く。）並びに国際満載喫水線証書並びに国際漁船安全証書、船舶検査証書の有効期間が満了する日

2 次の各号に掲げる免除証書、国際満載喫水線免除証書及び国際漁船免除証書の有効期間は、交付の日からそれぞれ当該各号に掲げる日までとする。

一 (略)

二 貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書又は貨物船安全証書に係る要件の一部又は全部を免除する免除証書、国際満載喫水線免除証書及び国際漁船免除証書、船舶検査証書の有効期間が満了する日

3・4 (略)

(条約証書の提示等)

第六条 貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書（旅客船に係るものを除く。）、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書、国際防汚方法証書又は国際漁船安全証書を受有する船舶の所有者は、中間検査（国際防汚方法証書を受有する船舶の所有者については、定期検査、中間検査又は臨時検査）を受けようとする場合は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書若しくはこれらの証書に係る免除証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書（旅客船に係るものを除く。）、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書、国際防汚方法証書、国際漁船安全証書又は国際漁船免除証書を管海官庁に提示しなければならない。

2 管海官庁は、前項の船舶が同項の検査に合格した場合は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書（旅客船に係るものを除く。）、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書、国際防汚方法証書又は国際漁船安全証書に当該検査に合格した旨を記入（国際防汚方法証書については、防汚方法の変更又は更新に係る検査をした場合に限る。）し、同項の免除証書又は国際漁船免除証書とともに船舶所有者に返付するものとする。

3 船級協会は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書、国際防汚方法証書又は国際漁船安全証書を受有する船舶安全法第八条の船舶が同条の検査（中間検査又は臨時検査に相当する検査（国際防汚方法証書を受有する同条の船舶にあつては、定期検査、中間検査又は臨時検査に相当する検査）に限る。）に合格した場合は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書、国際防汚方法証書又は国際漁船安全証書に当該検査に合格した旨を記入（国際防汚方法証書については、防汚方法の変更又は更新に係る検査をした場合に限る。）するものとする。

三 貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書（旅客船に係るものを除く。）並びに国際満載喫水線証書、船舶検査証書の有効期間が満了する日

2 次の各号に掲げる免除証書及び国際満載喫水線免除証書の有効期間は、交付の日からそれぞれ当該各号に掲げる日までとする。

一 (略)

二 貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書又は貨物船安全証書に係る要件の一部又は全部を免除する免除証書及び国際満載喫水線免除証書、船舶検査証書の有効期間が満了する日

3・4 (略)

(条約証書の提示等)

第六条 貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書（旅客船に係るものを除く。）、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書又は国際防汚方法証書を受有する船舶の所有者は、中間検査（国際防汚方法証書を受有する船舶の所有者については、定期検査、中間検査又は臨時検査）を受けようとする場合は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書若しくはこれらの証書に係る免除証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書（旅客船に係るものを除く。）、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書又は国際防汚方法証書を管海官庁に提示しなければならない。

2 管海官庁は、前項の船舶が同項の検査に合格した場合は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書（旅客船に係るものを除く。）、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書、国際防汚方法証書又は国際漁船安全証書に当該検査に合格した旨を記入（国際防汚方法証書については、防汚方法の変更又は更新に係る検査をした場合に限る。）し、同項の免除証書とともに船舶所有者に返付するものとする。

3 船級協会は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書、国際防汚方法証書又は国際漁船安全証書を受有する船舶安全法第八条の船舶が同条の検査（中間検査又は臨時検査に相当する検査）に限る。）に合格した場合は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書、国際防汚方法証書又は国際漁船安全証書に当該検査に合格した旨を記入（国際防汚方法証書については、防汚方法の変更又は更新に係る検査をした場合に限る。）するものとする。

(証書発給船級協会が交付する条約証書)

第十二条 証書発給船級協会は、国土交通大臣の登録を受けたときは、国際航海に従事する船舶安全法第八条の船舶については貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書及び極海域航行船証書を、同条の船舶であつて満載喫水線の位置を定めたものについては国際満載喫水線証書を、防汚方法の検査を受けたものについては国際防汚方法証書を、ケーブタウン協定適用船については国際漁船安全証書を交付することができる。

2 前項の規定により証書発給船級協会が交付する貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書及び極海域航行船証書、国際満載喫水線証書並びに国際漁船安全証書の有効期間に関しては、第四条第一項第三号及び第四項の規定にかかわらず、船舶安全法第二十九条ノ三第三項において準用する同法第二十五条の五十一第一項の証書の発給業務規程に有効期間に関する事項が定められている場合には、これによるものとする。

3 第一項の規定により証書発給船級協会が交付する貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書及び極海域航行船証書、国際満載喫水線証書、国際防汚方法証書並びに国際漁船安全証書に関しては、第二條第一項、第三項、第五項、第六項、第七項及び第九項、第三條、第七條第一項、第八條並びに第九條の規定中「管海官庁」とあるのは「証書発給船級協会」と読み替えるものとする。

4 前項において読み替えて準用する第二條第一項に規定する貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書及び極海域航行船証書、同条第三項に規定する国際満載喫水線証書、同条第五項及び第六項に規定する国際防汚方法証書、同条第七項に規定する国際漁船安全証書並びに第三條に規定する条約証書交付等申請書は、これらの規定にかかわらず、船舶安全法第二十九条ノ三第三項において準用する同法第二十五条の五十一第一項の証書の発給業務規程の貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書及び極海域航行船証書、国際満載喫水線証書、国際防汚方法証書、国際漁船安全証書並びに条約証書交付等申請書の様式に関する事項によるものとする。

(外国政府が発行する条約証書)

第十三条 安全条約、安全条約議定書、国際満載喫水線条約、国際満載喫水線条約議定書、有害防汚方法規制条約又はケーブタウン協定に加盟している外国の政府が発行する条約証書(国際満載喫水線免除証書及び国際液体化学薬品ばら積船適合証書を除く。以下次条において同じ。)の交付を受けようとする場合には、最寄りの日本の領事館を通じて申請しなければならない。

2・3 (略)

(外国船舶に対する条約証書の交付)

第十四条 管海官庁は、安全条約、安全条約議定書、国際満載喫水線条約、国際満載喫水線条約議定書、有害防汚方法規制条約又はケーブタウン協定に加盟している外国の政府の要請があつた場合には、当該国に登録された船舶に対しても条約証書を交付することができる。この場合において、当該条約証書には、当該国政府の要請に基づいて発行した旨を記載するものとする。

2 (略)

(証書発給船級協会が交付する条約証書)

第十二条 証書発給船級協会は、国土交通大臣の登録を受けたときは、国際航海に従事する船舶安全法第八条の船舶については貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書及び極海域航行船証書を、同条の船舶であつて満載喫水線の位置を定めたものについては国際満載喫水線証書を、防汚方法の検査を受けたものについては国際防汚方法証書を交付することができる。

2 前項の規定により証書発給船級協会が交付する貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書及び極海域航行船証書並びに国際満載喫水線証書の有効期間に関しては、第四条第一項第三号及び第四項の規定にかかわらず、船舶安全法第二十九条ノ三第三項において準用する同法第二十五条の五十一第一項の証書の発給業務規程に有効期間に関する事項が定められている場合には、これによるものとする。

3 第一項の規定により証書発給船級協会が交付する貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書及び極海域航行船証書、国際満載喫水線証書並びに国際防汚方法証書に関しては、第二條第一項、第三條、第五項、第六項及び第七項、第三條、第七條第一項、第八條並びに第九條の規定中「管海官庁」とあるのは「証書発給船級協会」と読み替えるものとする。

4 前項において読み替えて準用する第二條第一項に規定する貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書及び極海域航行船証書、同条第三項に規定する国際満載喫水線証書、同条第五項及び第六項に規定する国際防汚方法証書並びに第三條に規定する条約証書交付等申請書は、これらの規定にかかわらず、船舶安全法第二十九条ノ三第三項において準用する同法第二十五条の五十一第一項の証書の発給業務規程の貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書及び極海域航行船証書、国際満載喫水線証書、国際防汚方法証書並びに条約証書交付等申請書の様式に関する事項によるものとする。

(外国政府が発行する条約証書)

第十三条 安全条約、安全条約議定書、国際満載喫水線条約、国際満載喫水線条約議定書、有害防汚方法規制条約に加盟している外国の政府が発行する条約証書(国際満載喫水線免除証書及び国際液体化学薬品ばら積船適合証書を除く。以下次条において同じ。)の交付を受けようとする場合には、最寄りの日本の領事館を通じて申請しなければならない。

2・3 (略)

(外国船舶に対する条約証書の交付)

第十四条 管海官庁は、安全条約、安全条約議定書、国際満載喫水線条約、国際満載喫水線条約議定書又は有害防汚方法規制条約に加盟している外国の政府の要請があつた場合には、当該国に登録された船舶に対しても条約証書を交付することができる。この場合において、当該条約証書には、当該国政府の要請に基づいて発行した旨を記載するものとする。

2 (略)

第 8 号の 3 様式 (第 2 条関係)

番号 第 号
Certificate No.

国際漁船安全証書

INTERNATIONAL FISHING VESSEL SAFETY CERTIFICATE

この証書は、設備の記録によって補足される。

This Certificate shall be supplemented by a Record of Equipment



日本国
JAPAN

第八号の二様式の次に次の二様式を加える。

1977 年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する 1993 年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する 2012 年のケープタウン協定に基づき、日本国政府の権限の下に、.....が発給する。

(権限を与えられた者又は団体)

Issued under the provisions of the Cape Town Agreement of 2012 on the Implementation of the Provisions of the Torremolinos Protocol of 1993 relating to the Torremolinos International Convention for the Safety of Fishing Vessels, 1977 under the authority of the Government of Japan by

(person or organization authorized)

船舶の要目

Particulars of vessel

船名

Name of vessel

船舶番号又は信号符字

Distinctive number or letters

船籍港

Port of registry

長さ(L) (第 I 章第 2 規則(5)) / 総トン数 (第 I 章第 2 規則(22))

Length (L) (regulation I/2(5)) / Gross tonnage (regulation I/2(22))

認められた航行海域 (第 IX 章第 2 規則)

Sea areas in which vessel is certified to operate (regulation IX/2)

建造契約又は主要な改造の契約が結ばれた日

Date of building or major conversion contract

キールが据え付けられた日又は第 I 章第 2 規則(1)(c)(ii)若しくは(iii)に従ってこれと同様の建造段階に達した日

Date on which keel was laid or vessel was at a similar stage of construction in accordance with regulation I/2(1)(c)(ii) or (1)(c)(iii)

引渡しが行われた日又は主要な改造が完了した日

Date of delivery or completion of major conversion

この証書は、次のことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY:

- 1.1 この船舶が上記の議定書第 I 章第 7 規則から第 9 規則までの規定に従って検査されたこと。
That the vessel has been surveyed in accordance with the requirements of regulations I/7, I/8 and I/9 of the Protocol.
- 1.2 この船舶が上記の議定書第 I 章第 7 規則(1)(d)及び第 9 規則(1)(d)の規定により要求される年次検査を受ける／受けないこと。
That the vessel is/is not subject to the annual surveys required in regulations I/7(1)(d) and I/9(1)(d) of the Protocol.
- 2 検査の結果、次のことが明らかになったこと。
That the survey showed that:
 - 2.1 上記の議定書第 I 章第 9 規則に規定する船体、機関及び設備の状態が満足なものであること並びにこの船舶が同議定書第 II 章から第 VI 章までに定める関係規定（消防設備及び火災制御図に関する規定を除く。）に適合していること。
the condition of the structure, machinery and equipment as defined in regulation I/9 was satisfactory and the

- vessel complied with the relevant requirements of chapters II, III, IV, V and VI of the Protocol (other than those relating to fire safety systems and appliances and fire control plans);
- 2.2 最近の二回の船底の外部の検査が.....及び.....に行われたこと。
the last two inspections of the outside of the vessel's bottom took place on
and
- 2.3 この船舶が消防設備及び火災制御図について上記の議定書に定める要件を満たしていること。
the vessel complied with the requirements of the Protocol as regards fire safety systems and appliances and fire control plans;
- 2.4 救命設備並びに救命艇、救命いかだ及び救助艇の機装品が上記の議定書に定める要件に従って備えられていること。
the life-saving appliances and the equipment of the lifeboats, liferafts and rescue boats were provided in accordance with the requirements of the Protocol;
- 2.5 この船舶が救命索発射器及び救命設備において使用する無線設備を上記の議定書に定める要件に従って備えていること。
the vessel was provided with a line-throwing appliance and radio installations used in life-saving appliances in accordance with the requirements of the Protocol;
- 2.6 この船舶が無線設備について上記の議定書に定める要件を満たしていること。
the vessel complied with the requirements of the Protocol as regards radio installations;
- 2.7 救命設備において使用する無線設備の機能が上記の議定書に定める要件を満たしていること。
the functioning of the radio installations used in life-saving appliances complied with the requirements of the Protocol;
- 2.8 この船舶が船舶に備える航行設備、水先人用乗船設備及び航海用刊行物について上記の議定書に定める要件を満たしていること。
the vessel complied with the requirements of the Protocol as regards shipborne navigational equipment, means of pilot transfer arrangements and nautical publications;
- 2.9 この船舶が灯火、形状物並びに音響信号及び遭難信号の装置を上記の議定書及び現行の海上における衝突の予防のための国際規則に従って備えていること。
the vessel was provided with lights, shapes, means of making sound signals and distress signals in accordance with the requirements of the Protocol and the International Regulations for Preventing Collisions at Sea in force;
- 2.10 他の全ての事項について、この船舶が上記の議定書の関係規定に適合していること。
in all other respects the vessel complied with the relevant requirements of the Protocol.
- 3 国際漁船免除証書が発給されている／発給されていないこと。
That an International Fishing Vessel Exemption Certificate has/has not been issued.

この証書は、上記の議定書第I章第7規則から第9規則までの規定に基づく年次検査、中間検査、定期的検査及び船底の外部の検査が行われることを条件として、.....まで効力を有する。

This certificate is valid until subject to the annual, intermediate and periodical surveys and inspections of the outside of the vessel's bottom in accordance with regulations I/7, I/8 and I/9 of the Protocol.

.....において発給した。

(証書の発給の場所)

Issued at

(Place of issue of certificate)

.....
(発給の日)

.....
(Date of issue)

(管海官庁 氏名) (印章)

この証書の2.1の船体、機関及び設備に関する年次検査及び中間検査に係る裏書

Endorsement for annual and intermediate surveys relating to structure, machinery and equipment referred to in paragraph 2.1 of this certificate

上記の議定書第I章第9規則の規定により要求される検査において、この船舶が同議定書の関係規定に適合していると認められたことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that, at a survey required by regulation I/9 of the Protocol, the vessel was found to comply with the relevant requirements of the Protocol.

年次検査
Annual survey:

場 所
Place:

日
Date:

(管海官庁 氏名) (印章)

年次検査／中間検査
Annual/intermediate survey:

場 所
Place:

日
Date:

(管海官庁 氏名) (印章)

年次検査／中間検査
Annual/intermediate survey:

場 所
Place:

日
Date:

(管海官庁 氏名) (印章)

年次検査
Annual survey:

場 所
Place:

日
Date:

(管海官庁 氏名) (印章)

上記の議定書第 I 章第 13 規則(7)(c)の規定に基づく年次検査又は中間検査

Annual/intermediate survey in accordance with regulation I/13(7)(c)

上記の議定書第 I 章第 9 規則及び第 13 規則(7)(c)の規定に基づく年次検査／中間検査において、この船舶が同議定書の関係規定に適合していると認められたことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that, at an annual/intermediate survey in accordance with regulations I/9 and I/13(7)(c) of the Protocol, the vessel was found to comply with the relevant requirements of the Protocol.

場 所
Place:

日
Date:

(管海官庁 氏名) (印章)

船底の外部の検査に係る裏書

Endorsement for inspections of the outside of the vessel's bottom

上記の議定書第 I 章第 9 規則の規定により要求される検査において、この船舶が同議定書の関係規定に適合していると認められたことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that, at an inspection required by regulation I/9 of the Protocol, the vessel was found to comply with the relevant requirements of the Protocol.

一回目の検査
First inspection:

場 所
Place:

日
Date:

(管海官庁 氏名) (印章)

二回目の検査
Second inspection:

場 所
Place:

日
Date:

(管海官庁 氏名) (印章)

この証書の 2.3 から 2.5 まで、2.8 及び 2.9 の救命設備その他の設備に関する年次検査及び定期的検査に係る裏書

Endorsement for annual and periodical surveys relating to life-saving appliances and other equipment referred to in paragraphs 2.3, 2.4, 2.5, 2.8 and 2.9 of this certificate

上記の議定書第 I 章第 7 規則の規定により要求される検査において、この船舶が同議定書の関係規定に適合していると認められたことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that, at a survey required by regulation I/7 of the Protocol, the vessel was found to comply with the relevant requirements of the Protocol.

年次検査

Annual survey:

場 所

Place:

日

Date:

(管海官庁 氏名) (印章)

年次検査／定期的検査

Annual/periodical survey:

場 所

Place:

日

Date:

(管海官庁 氏名) (印章)

年次検査／定期的検査

Annual/periodical survey:

場 所

Place:

日

Date:

(管海官庁 氏名) (印章)

年次検査

Annual survey:

場 所

Place:

日

Date:

(管海官庁 氏名) (印章)

上記の議定書第 I 章第 13 規則(7)(c)の規定に基づく年次検査又は定期的検査

Annual/periodical survey in accordance with regulation I/13(7)(c)

上記の議定書第 I 章第 7 規則及び第 13 規則(7)(c)の規定に基づく年次検査／定期的検査において、この船舶が同議定書の関係規定に適合していると認められたことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that, at an annual/periodical survey in accordance with regulations I/7 and I/13(7)(c) of the Protocol, the vessel was found to comply with the relevant requirements of the Protocol.

場 所

Place:

日

Date:

(管海官庁 氏名) (印章)

この証書の 2.6 及び 2.7 の無線設備に関する定期的検査に係る裏書

Endorsement for periodical surveys relating to radio installations referred to in paragraphs 2.6 and 2.7 of this certificate

上記の議定書第 I 章第 8 規則の規定により要求される検査において、この船舶が同議定書の関係規定に適合していると認められたことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that, at a survey required by regulation I/8 of the Protocol, the vessel was found to comply with the relevant requirements of the Protocol.

定期的検査

Periodical survey:

場 所

Place:

日

Date:

(管海官庁 氏名) (印章)

定期的検査

Periodical survey:

場 所

Place:

日

Date:

(管海官庁 氏名) (印章)

定期的検査

Periodical survey:

場 所

Place:

日

Date:

定期的検査
Periodical survey:

場 所
Place:
日
Date:
(管海官庁 氏名) (印章)

上記の議定書第 I 章第 13 規則(7)(c)の規定に基づく定期的検査

Periodical survey in accordance with regulation I/13(7)(c)

上記の議定書第 I 章第 8 規則及び第 13 規則(7)(c)の規定に基づく定期的検査において、この船舶が同議定書の関係規定に適合していると認められたことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that, at a periodical survey in accordance with regulations I/8 and I/13(7)(c) of the Protocol, the vessel was found to comply with the relevant requirements of the Protocol.

場 所
Place:
日
Date:
(管海官庁 氏名) (印章)

上記の議定書第 I 章第 13 規則(3)の規定を適用する場合における 5 年未満の期間について発給された証書の有効期間を延長するための裏書

Endorsement to extend the certificate if valid for less than 5 years where regulation I/13(3) applies

この船舶は、上記の議定書の関係規定に適合していると認められる。よって、この証書は、同議定書第 I 章第 13 規則(3)の規定に従って.....まで効力を有するものとする。

The vessel complies with the relevant requirements of the Protocol, and this certificate shall, in accordance with regulation I/13(3) of the Protocol, be accepted as valid until

場 所
Place:
日
Date:
(管海官庁 氏名) (印章)

更新検査が完了し、上記の議定書第 I 章第 13 規則(4)の規定を適用する場合における裏書

Endorsement where the renewal survey has been completed and regulation I/13(4) applies

この船舶は、上記の議定書の関係規定に適合していると認められる。よって、この証書は、同議定書第 I 章第 13 規則(4)の規定に従って.....まで効力を有するものとする。

The vessel complies with the relevant requirements of the Protocol, and this certificate shall, in accordance with regulation I/13(4) of the Protocol, be accepted as valid until

場 所
Place:
日
Date:
(管海官庁 氏名) (印章)

上記の議定書第 I 章第 13 規則(5)の規定を適用する場合における検査港に到着するまでの期間又は猶予期間について証書の有効期間を延長するための裏書

Endorsement to extend the validity of the certificate until reaching the port of survey or for a period of grace where regulation I/13(5) applies

この証書は、上記の議定書第 I 章第 13 規則(5)の規定に従って.....まで効力を有するものとする。

The certificate shall, in accordance with regulation I/13(5) of the Protocol, be accepted as valid until

場 所
Place:
日
Date:
(管海官庁 氏名) (印章)

上記の議定書第I章第13規則(7)の規定を適用する場合における検査基準日を繰り上げるための裏書

Endorsement for advancement of anniversary date where regulation I/13(7) applies

上記の議定書第I章第13規則(7)の規定に従い、新たな検査基準日は、.....とする。

In accordance with regulation I/13(7) of the Protocol, the new anniversary date is

場 所

Place:

日

Date:

(管海官庁 氏名) (印章)

上記の議定書第I章第13規則(7)の規定に従い、新たな検査基準日は、.....とする。

In accordance with regulation I/13(7) of the Protocol, the new anniversary date is

場 所

Place:

日

Date:

(管海官庁 氏名) (印章)

国際漁船安全証書のための設備の記録

RECORD OF EQUIPMENT FOR THE INTERNATIONAL FISHING VESSEL SAFETY CERTIFICATE

この設備の記録を、常に国際漁船安全証書に添付しなければならない。

This Record shall be permanently attached to the International Fishing Vessel Safety Certificate.

1977 年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する

1993 年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する 2012 年のケープタウン協定に係る設備の記録

RECORD OF EQUIPMENT FOR COMPLIANCE WITH THE
CAPE TOWN AGREEMENT OF 2012 ON THE IMPLEMENTATION OF THE PROVISIONS
OF THE TORREMOLINOS PROTOCOL OF 1993 RELATING TO THE TORREMOLINOS
INTERNATIONAL CONVENTION FOR THE SAFETY OF FISHING VESSELS, 1977

1 船舶の要目

Particulars of vessel

船名

Name of vessel

船舶番号又は信号符字

Distinctive number or letters

船籍港

Port of registry

長さ(L) (第 I 章第 2 規則(5)) / 総トン数 (第 I 章第 2 規則(22))

Length (L) (regulation I/2(5))/ Gross tonnage (regulation I/2(22))

2 救命設備の詳細

Details of life-saving appliances

1 備えている救命設備		総計.....人分	
Total number of persons for whom life-saving appliances are provided		左舷	右舷
		Port side	Starboard side
2 救命艇の総数	Total number of lifeboats		
2.1 救命艇に収容される人数の総計	Total number of persons accommodated by them		
2.2 部分閉囲型の救命艇 (第 VII 章第 18 規則) の数	Number of partially enclosed lifeboats (regulation VII/18)		
2.3 全閉囲型の救命艇 (第 VII 章第 19 規則) の数	Number of totally enclosed lifeboats (regulation VII/19)		
3 救助艇の数	Number of rescue boats		
3.1 2 の救命艇の総数に含まれる救助艇の数	Number of boats which are included in the total lifeboats shown above		
4 救命いかだ	Liferafts		
4.1 承認された進水装置を必要とする救命いかだ	Those for which approved launching appliances are required		
4.1.1 救命いかだの数	Number of liferafts		
4.1.2 救命いかだに収容される人数	Number of persons accommodated by them		
4.2 承認された進水装置を必要としない救命いかだ	Those for which approved launching appliances are not required		
4.2.1 救命いかだの数	Number of liferafts		
4.2.2 救命いかだに収容される人数	Number of persons accommodated by them		
5 救命浮環の数	Number of lifebuoys		

6	救命胴衣の数 Number of lifejackets	
7	イマーション・スーツ Immersion suits	
7.1	総数 Total number	
7.2	救命胴衣の要件を満たすイマーション・スーツの数 Number of suits complying with the requirements for lifejackets	
8	保温具の数 Number of thermal protective aids	
9	救命設備において使用する無線設備 Radio installations used in life-saving appliances	
9.1	レーダー・トランスポンダーの数 Number of radar transponders	
9.2	双方向VHF無線電話装置の数 Number of two-way VHF radiotelephone apparatus	

3 無線設備の詳細

Details of radio facilities

	項 目 Item	実際の措置 Actual provision
1	主な設備 Primary systems	
1.1	VHF無線設備 VHF radio installation:	
1.1.1	デジタル選択呼出装置 DSC encoder	
1.1.2	デジタル選択呼出聴守装置 DSC watch receiver	
1.1.3	無線電話 Radiotelephony	
1.2	MF無線設備 MF radio installation:	
1.2.1	デジタル選択呼出装置 DSC encoder	
1.2.2	デジタル選択呼出聴守装置 DSC watch receiver	
1.2.3	無線電話 Radiotelephony	
1.3	MF/HF無線設備 MF/HF radio installation:	
1.3.1	デジタル選択呼出装置 DSC encoder	
1.3.2	デジタル選択呼出聴守装置 DSC watch receiver	
1.3.3	無線電話 Radiotelephony	
1.3.4	直接印刷電信 Direct-printing radiotelegraphy	
1.4	インマルサット船舶地球局 INMARSAT ship earth station	
2	警報のための補助手段 Secondary means of alerting	
3	海上安全情報の受信設備 Facilities for reception of maritime safety information	
3.1	ナビテックス受信機 NAVTEX receiver	
3.2	高度集団呼出受信機 EGC receiver	

3.3	HF 直接印刷電信受信機 HF direct-printing radiotelegraph receiver	
4	衛星系非常用位置指示無線標識 Satellite EPIRB	
4.1	コスパス・サーサット COSPAS-SARSAT	
4.2	インマルサット INMARSAT	
5	VHF 非常用位置指示無線標識 VHF EPIRB	
6	船舶のレーダー・トランスポンダー Vessel's radar transponder	

4 無線設備の利用可能性を確保するための方法 (第 IX 章第 14 規則)
Methods used to ensure availability of radio facilities (regulation IX/14)

4.1	設備の二重化 Duplication of equipment	
4.2	陸上保守 Shore-based maintenance	
4.3	船上保守 At-sea maintenance capability	

この記録が全ての点において正しいことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that this Record is correct in all respects

.....において発給した。

(証書の発給の場所)

Issued at

(Place of issue of the Record)

.....
(発給の日)

(Date of issue)

(管海官庁 氏名)

(印章)

第8号の4様式 (第2条関係)

番号 第 号
Certificate No.

国際漁船免除証書
INTERNATIONAL FISHING VESSEL EXEMPTION CERTIFICATE



日本国
JAPAN

1977年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する1993年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する2012年のケープタウン協定に基づき、日本国政府の権限の下に、.....が発給する。
(権限を与えられた者又は団体)

Issued under the provisions of the Cape Town Agreement of 2012 on the Implementation of the Provisions of the Torremolinos Protocol of 1993 relating to the Torremolinos International Convention for the Safety of Fishing Vessels, 1977 under the authority of the Government of Japan by
(person or organization authorized)

船舶の要目

Particulars of vessel

船名

Name of vessel

船舶番号又は信号符字

Distinctive number or letters

船籍港

Port of registry

長さ(L) (第I章第2規則(5)) / 総トン数 (第I章第2規則(22))

Length (L) (regulation I/2(5)) / Gross tonnage (regulation I/2(22))

この証書は、次のことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY:

上記の議定書第.....章第.....規則の規定により与えられた権限に基づき、この船舶が同議定書.....の要件を免除されたこと。

That the vessel is, under the authority conferred by regulation exempted from the requirements of

この免除証書を条件付きで発給する場合のその条件

Conditions, if any, on which the Exemption Certificate is granted:

この証書は、この証書を添付する国際漁船安全証書が効力を有していることを条件として、.....まで効力を有する。

This certificate is valid until subject to the International Fishing Vessel Safety Certificate, to which this certificate is attached, remaining valid.

.....において発給した。

(証書の発給の場所)

Issued at

(Place of issue of certificate)

.....
(発給の日)

(Date of issue)

(管海官庁 氏名) (印章)

上記の議定書第I章第13規則(3)の規定を適用する場合における5年未満の期間について発給された証書の有効期間を延長するための裏書

Endorsement to extend the certificate if valid for less than 5 years where regulation I/13(3) applies

この証書は、上記の議定書第 I 章第 13 規則(3)の規定に従い、この証書を添付する国際漁船安全証書が効力を有していることを条件として、.....まで効力を有するものとする。

This certificate shall, in accordance with regulation I/13(3) of the Protocol, be accepted as valid until subject to the International Fishing Vessel Safety Certificate, to which this certificate is attached, remaining valid.

場 所

Place:

日

Date:

(管海官庁 氏名) (印章)

更新検査が完了し、上記の議定書第 I 章第 13 規則(4)の規定を適用する場合における裏書

Endorsement where the renewal survey has been completed and regulation I/13(4) applies

この証書は、上記の議定書第 I 章第 13 規則(4)の規定に従い、この証書を添付する国際漁船安全証書が効力を有していることを条件として、.....まで効力を有するものとする。

This certificate shall, in accordance with regulation I/13(4) of the Protocol, be accepted as valid until subject to the International Fishing Vessel Safety Certificate, to which this certificate is attached, remaining valid.

場 所

Place:

日

Date:

(管海官庁 氏名) (印章)

上記の議定書第 I 章第 13 規則(5)の規定を適用する場合における検査港に到着するまでの期間又は猶予期間について証書の有効期間を延長するための裏書

Endorsement to extend the validity of the certificate until reaching the port of survey or for a period of grace where regulation I/13(5) applies

この証書は、上記の議定書第 I 章第 13 規則(5)の規定に従い、この証書を添付する国際漁船安全証書が効力を有していることを条件として、.....まで効力を有するものとする。

The certificate shall, in accordance with regulation I/13(5) of the Protocol, be accepted as valid until subject to the Certificate, to which this certificate is attached, remaining valid.

場 所

Place:

日

Date:

(管海官庁 氏名) (印章)

